

フランス会社法（13）

加 藤 徹
小 西 みも恵
笹 川 敏 彦
出 口 哲 也

目次

商法典

第1部

第1編 商事一般

第2編 商事会社および経済利益団体

第1章 前提規定

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第3章 各種の商事会社に共通の規定

第4章 罰則（以下、本号）

第1節 有限会社に関する犯罪（L. 241-2条～L. 241-9条）

第2節 株式会社に関する犯罪

第1款 設立に関する犯罪（L. 242-1条～L. 242-5条）

第2款 指揮および管理に関する犯罪（L. 242-6条～L. 242-8条）

第3款 株主総会に関する犯罪（L. 242-9条～L. 242-15条）

第4款 会社資本の変更に関する犯罪

第1項 資本の増加（L. 242-17条～L. 242-21条）

第2項 資本の償還（廃止）

第3項 資本の減少（L. 242-23条～L. 242-24条）

第5款 検査に関する犯罪（廃止）

第6款 解散に関する犯罪（L. 242-29条）

第7款 業務執行役員会および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪（L. 242-30条）

第8款 労働者参加株式会社に関する犯罪（廃止）

第3節 株式合資会社に関する犯罪（L. 243-1条）

- 第4節 簡易株式発行会社に関する犯罪（L. 244-1条～L. 244-4条）
- 第4節の2 ヨーロッパ会社に関する犯罪（L. 244-5条）
- 第5節 株式発行会社により発行される有価証券に関する犯罪
 - 第1款 株式に関する犯罪（L. 245-4条）
 - 第2款 発起人持分に関する犯罪（廃止）
 - 第3款 社債に関する犯罪（L. 245-9条～L. 245-15条）
 - 第4款 共通規定（L. 245-16条）
 - 第5款 業務執行役会および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪（L. 245-17条）
- 第6節 株式発行会社の各種形態に共通する犯罪（L. 246-2条）
- 第7節 商事会社の各種形態に共通する犯罪
 - 第1款 子会社、資本参加および被支配会社に関する犯罪（L. 247-1条～L. 247-3条）
 - 第2款 公示に関する犯罪（廃止）
 - 第3款 清算に関する犯罪（L. 247-5条～L. 247-8条）
 - 第4款 業務執行役会および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪（L. 247-9条）
 - 第5款 可変資本公司に関する犯罪（廃止）
- 第8節 株式会社またはヨーロッパ会社の担当執行役員に関する規定（L. 248-1条）
- 第9節 自然人に対して適用される補充刑（L. 249-1条）

第4章 罰則

第1節 有限会社に関する犯罪

（会社持分に関する虚偽申告または不申告）

L. 241-1条 ①（2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止）（2003年8月1日法律第2003-721号第9条）⁽¹⁾《会社証書において、全社員間の会社持分の配分、持分の払込みまたは資金の付託に関する申告を脱漏した有限会社の社員につき、当該行為は、6か月の拘禁刑および9000ユーロの罰金に処される。》

(1) acte de société

② 本条の規定は、資本増加の場合に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第423条)

(有価証券発禁違反行為)

L. 241-2 条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第19条) ≪L. 223-11条所定の条件に基づき発行された社債を除き、≫直接または人を介して、会社の計算をもって、何らかの有価証券を発行した業務執行者につき、当該行為は、6か月の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第424条)

(現物出資の過大評価・虚偽配当・不正な年次計算書の提出・会社財産の冒用・議決権または権限の濫用)

L. 241-3 条 ① 以下に掲げる行為は、5年の拘禁刑および375 000ユーロの罰金刑に処される：

1号 すべての者につき、現物出資に対してその実際の価額を超える評価を欺罔的に付与せしめる行為；

2号 業務執行者につき、社員間において虚偽の利益配当⁽³⁾の配分を実行する行為；

3号 業務執行者につき、利益配当がまったく分配されないときでも、会社の実態を隠ぺいするために、事業年度ごとに、当該事業年度の取引結果⁽⁴⁾、当該期間満了時の財務および資産状況の忠実な外観を表していない年次計算書を社員に提出する行為；

4号 業務執行者につき、個人的目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係を有する他の会社または企業を利するために、当該会社の利益に反することを知りながら、当該会社の財産または信用を悪意で使用する行為；

5号 業務執行者につき、個人的目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係のある他の会社または企業を利するために、会社の利益に反するこ

(2) frauduleusement

(3) dividendes fictifs

(4) résultat des opérations

とを知らながら、自己の有する権限または自己の所有する議決権をその地位において悪意で使用する行為；

② （2013年8月11日法律第2013-907号第27-V条）《本条所定の各場合には、L. 249-1条所定の補充刑⁽⁵⁾に加えて、裁判所はまた、補充刑の名目で、刑法典L. 131-26条所定の公民権停止を宣告することができる。》

③ （2013年12月6日法律第2013-1117号第30条1°）《第1項第4号所定の違反は、その違反が海外で設立された組織⁽⁷⁾に対する未払勘定または出資契約⁽⁸⁾により、あるいは自然人もしくは法人または海外で設立されたあらゆる組織、信託⁽⁹⁾または類似の団体の介在により実行され、または促された場合には、7年の拘禁刑および500 000ユーロの罰金に処する。》

（1966年7月24日法律第66-537号第425条）

（年次計算書等の不作成）

L. 241-4条 以下に掲げる行為は、9 000ユーロの罰金に処される：

1号 業務執行者につき、事業年度ごとに、財産目録⁽¹⁰⁾、年次計算書および業務執行報告書を作成しなかった不作為行為；

2号および3号 2001年5月15日法律第2001-420号第122-2°条により廃止。

（1966年7月24日法律第66-537号第426条）

（年次計算書の承認欠缺）

L. 241-5条 （2012年3月22日法律第2012-387号第19-I条）業務執行者につき、事業年度ごとに作成される財産目録、年次計算書および業務執行報告書を社員総会または一人社員の承認に服せしめなかった不作為行為は、9 000ユーロの罰金に処される。

（1966年7月24日法律第66-537号第427条）

(5) peines complémentaires

(6) interdiction des droits civiques, civils et de famille

(7) organismes

(8) comptes ouverts

(9) fiducie

(10) inventaire

L. 241-6 条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

L. 241-7 条 2003年8月1日法律第2003-721号第9条により廃止。

L. 241-8 条 2001年5月15日法律第2001-420号第113-Ⅲ条により廃止。

(事実上の業務執行者による違反行為)

L. 241-9 条 L. 241-2 条ないし (2003年8月1日法律第2003-721号第9条)
 ≪L. 241-6≫条の規定は、法律上の業務執行者の責任のもとに、または法律上の業務執行者に代わり、直接または人を介して、事実上、有限会社の業務執行を行う者すべてに適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第431条)

第2節 株式会社に関する犯罪

第1款 設立に関する犯罪

(株式の不正発行)

L. 242-1 条 ① (2012年3月22日法律第2012-387号第19-Ⅱ条1°) 株式会社の発起人、社長、取締役または執行役員につき、金銭出資株式が半額以上の引受けに対して払い込まれることなく、または商業及び会社登記簿への登録前に、現物出資株式がまったく払い込まれることなく、株式または小割株式⁽¹¹⁾を発行し、または流通させる行為は、150 000ユーロの罰金に処される。

② 本条所定の刑罰は、その株式または小割株式が公募の対象となっていた場合には、2倍に引き上げられることができる。

(現物出資の欺罔の過大評価)

L. 242-2 条 すべての者につき、以下に掲げる行為は、5年の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される。

(11) coupures d'actions

(2001年5月15日法律第2001-420号により廃止) ≪1号 引受けおよび払込み⁽¹²⁾を証明する受寄証明書⁽¹³⁾の作成のために、その引受けが虚偽⁽¹⁴⁾であると知りながら真正かつ真実であることを確認し、または確定的には会社の措置に委ねられなかった資金が有効に払い込まれた旨を申告すること、または虚偽の引受けまたは確定的には会社の措置に委ねられていない資金の払込みを記載している株主名簿を保管者に交付すること；

≪2号 引受けまたは払込みの仮装⁽¹⁵⁾により、または存在しない引受けもしくは払込みまたはその他の虚偽⁽¹⁶⁾の事実の公表により、引受けまたは払込みを得た者または得ようとすること；

≪3号 引受けまたは払込みを勧誘⁽¹⁷⁾するために、何らかの資格で会社に関連し、または関連づけられるべき者として、事実と反して選任された者の名を公表すること；≫

4号 現物出資に対してその実際の価値を超える評価を欺罔的に付した者
(1966年7月24日法律第66-537号第433条)

(株式の不正流通)

L. 242-3 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第19-Ⅱ条2°) 株式の名義人または所持人につき、払込みの半分がなされなかった金銭出資株式を流通させる行為は、150 000ユーロの罰金に処される。

L. 242-4 条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

(出資検査役の欠格禁止違反)

L. 242-5 条 法定の兼任禁止および禁止⁽¹⁸⁾にもかかわらず、出資検査役⁽¹⁹⁾の職務を

(12) versements

(13) certificat du dépositaire

(14) fictives

(15) simulation

(16) faux

(17) provoquer

(18) incompatibilités

承諾し、または保持することは、6ヶ月の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第436条)

翻

第2款 指揮および管理に関する犯罪

訳

(虚偽配当・不正年次計算書の提出・会社財産の冒用・議決権または権限の濫用)

L. 242-6 条 ① 以下に掲げる者につき、当該行為は、5年の拘禁刑および375 000ユーロの罰金に処される：

1号 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、財産目録なしに、または虚偽の財産目録を用いて、株主に対して虚偽の利益配当の分配を行うこと；

2号 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、利益配当がまったくなされない場合であっても、事業年度ごとに、当該事業年度の取引結果、当該期間満了時の財務および資産状況の忠実な外観を表していない年次計算書を株主に公示し、または提出すること；

3号 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、個人的目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係のある他の会社または企業を利するために、当該会社の利益に反することを知りながら、当該会社の財産または信用を悪意で使用する事；

4号 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、個人的目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係のある他の会社または企業を利するために、会社の利益に反することを知りながら、その有する権限または自己の所有する議決権をその地位において悪意で使用する事；

② (2013年10月11日法律第2013-907号第27-V条) ≪本条所定の各場合には、L. 249-1条所定の補充刑に加えて、裁判所はまた、刑法典L. 131-26条所定の公民権停止を宣告することができる。≫

③ (2013年12月6日法律第2013-1117号第30条2°) ≪第1項第3号所定の違

(19) commissaire aux apports

反は、その違反が、あるいは海外で設立された組織に対する未払勘定または出資契約により、あるいは自然人もしくは法人または海外で設立されたあらゆる組織、信託または類似の団体の介在により実行され、または補助された場合には、7年の拘禁刑および500 000ユーロの罰金に処される。》

(1966年7月24日法律第66-537号第437条)

(取締役会議事録の認証義務違反)

L. 242-7 条 (2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第20-I条により廃止) 会社住所において保管されるべき特別登記簿を構成する議事録により取締役会議を承認しなかった社長または会議議長である取締役に付き、当該行為は、3 750ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第438条)

(年次計算書等の作成義務違反)

L. 242-8 条 各事業年度ごとに、財産目録を調査し、年次計算書および事業報告書を作成しなかった株式会社の社長、取締役または執行役員につき、当該不作為行為は、9 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第439条)

第3款 株主総会に関する犯罪

(株主総会への不正参加)

L. 242-9 条 以下に掲げる行為は、2年の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される：

1号 株主総会に株主が参加することを妨げる行為；

(2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止) ≪2号 偽って株式または小割株式の権利者と称し、直接または人を介して、株主総会において議決に参加する行為；≫

3号 一定の方針のもとに議決権を行使し、または議決に参加しないために、利益を自己に供与させ、保証させ、または約束させる行為ならびにかかる利益

を供与し、保証し、約束する行為。

(1966年7月24日法律第66-537号第440条)

(年次計算書の承認欠缺)

L. 242-10条 (2012年3月22日法律第2012-387号第19-II条3°により削除) 株式会社の社長または取締役につき、《事業年度終結から6ヶ月以内に、または延期の場合には裁判所の決定により定められた期間内に、通常総会を招集せず、または》L. 232-1条所定の年次計算書および事業報告書を(2012年3月22日法律第2012-387号第19-II条3°)《通常総会》の承認に服せしめない不作為行為は、6ヶ月の拘禁刑および9 000ユーロの罰金刑に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第441条)

(記名株主に対する招集通知の欠缺)

L. 242-11条 (2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止) 株式会社の社長または取締役につき、あるいは普通郵便により、あるいは定款に定めがある場合または利害関係人が請求した場合には請求者の費用をもってする書留郵便により、1ヶ月以上前から引き続き記名証券の名義株主である者を法定の期間内にすべての総会に招集しない不作為は、9 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第442条)

L. 242-12条および L. 242-13条 2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第21-I条により廃止。

(株主の書類閲覧に関する違反行為)

L. 242-14条 (2001年5月15日法律第2001-420号により廃止) 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、会社住所または管理指揮を行う場所において、次に掲げる書類をすべての株主の措置に委ねなかった不作為行為は、60 000フランの罰金に処される：

1号 年次通常総会の開催前15日の期間中に、L. 225-115条に列举された書類；

2号 非常総会の開催前15日の期間中に、提出議案、取締役会報告書、場合により業務監査役会報告書、会計監査役がいる場合にはその報告書および合併原案；

3号 総会の開催前15日の期間中に、当該総会の開催前30日以内に閉鎖され、かつ、記名株式の各名義人およびこの日に総会に参加する意図を表明している無記名株式の各所有者の名前、通称および住所、ならびに会社に知られている各株主が名義人である株式数を含む、株主名簿；

4号 年度中いつでも、総会に服せしめられた直近三事業年度に関する次の文書：財務目録、年次計算書、取締役会報告書または業務執行役員会報告書および業務監査役会報告書、場合により、会計監査役報告書、総会の出席簿および議事録。

(1966年7月24日法律第66-537号第445条)

(株主総会議事手続の不遵守)

L. 242-15条 (2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止) 株式会社の社長または取締役につき、次に掲げる行為は、3750ユーロの罰金に処される：

(2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止) ≪1号 すべての株主総会の開催について、出席した株主および代理人⁽²⁰⁾により欄外に署名され、総会の事務局により正確であると証明され、かつ次に掲げる事項を含む出席簿を保存させなかった行為：

≪a) 各出席株主の名前、通称および住所およびその者が名義人である株式の数ならびにこれらの株式に付着する議決権数；

≪b) 各代理人の名前、通称および住所およびその委任者の株式数ならびにこれらの株式に付着する議決権数；

≪c) 代理出席した各株主の名前、通称および住所およびその者が名義人である株式の数ならびにこれらの株式に付着する議決権数、または、これらの記載を欠くときは各代理人に与えられた委任状の数；≫

(20) mandataires

2号 各代理人に与えられた委任状を出席簿に添付しなかったこと；
 3号 事務局構成員により署名され、(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第22-I条により削除)《会社住所にある特別帳簿において保存され、かつ》⁽²¹⁾次の事項を記載する議事録により、すべての株主総会決議の確認を行わなかったこと：開催の日付および場所、招集方法、議事日程、事務局の構成、議決に参加した株式数および到達した定足数、総会に付された文書および報告書、議論の要旨、議決に付された決議案および投票の結果。

(1966年7月24日法律第66-537号第447条)

L. 242-16条 2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止。

第4款 会社資本の変更に関する犯罪
第1項 資本の増加

(資本増加に伴う株式または小割株式の違法発行)

L. 242-17条 ① (2012年3月22日法律第2012-387号第19-II条4°) 会社の引受け済みの旧資本が全額払い込まれることなく、または商業及び会社登記簿の変更登記前に、新出資株式がまったく払い込まれることなく、またはさらに引受けの際に、新金銭出資株式がその名義額の4分の1以上および発行プレミアムがある場合にはその全額が払い込まれることなく、株式または小割株式を発行した株式会社の会長、取締役または執行役員につき、当該行為は、150 000ユーロの罰金に処される。

② 本条所定の刑罰は、その株式または小割株式が公募の対象とされていた場合には、2倍にされることができる。

③ 本条は、随時転換社債の転換によりまたは引受証券の使用により正規に発行された株式にも、L. 232-18条ないしL. 232-20条所定の条件において発行された株式にも、適用されない。

(21) recueil spécial

L. 242-18条および L. 242-19条 2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止。

(株主の優先引受権排除決議のための報告書における虚偽記載)

L. 242-20条 株主の優先引受権の排除を決定するために招集された総会に提出された報告書に不正確な記載を行いまたは確認した株式会社の社長、取締役または会計監査役につき、当該行為は、2年の拘禁刑および18 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第452条)

(資本増加に関する違反行為)

L. 242-21条 株式会社の設立に関する L. 242-2 条ないし L. 242-5 条の規定は、資本の増加の場合に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第452-1条)

第2項 資本の償還

L. 242-22条 2001年5月15日法律第2001-420号第122条2°により廃止。

第3項 資本の減少

(株主平等原則の違反)

L. 242-23条 (2012年3月22日法律第2012-387号第19-II条5°) 株主の平等を遵守せずに会社資本の減少を行った株式会社の会長または取締役につき、当該行為は、30 000ユーロの罰金に処される。

(自己株式の取得に関する違反行為)

L. 242-24条 ① (2012年3月22日法律第2012-387号第19-II条6°) 成果に従業員を参加させるために、L. 225-208条を適用して、当該会社により購入された株式を利用し、無償株式を割り当て、または同一条文 L. 225-208に定められて

いるもの以外の目的で株式を購入する権利を付与する選択権を認めた株式会社の会長、取締役または執行役員につき、当該行為は、150 000ユーロの罰金に処される。

② 株式会社の社長、取締役または執行役員につき、株式会社の名で L. 225-216条第1項により禁止されている取引をする行為は、同一の刑罰が科される。

第5款 検査に関する犯罪

L. 242-25条ないし L. 242-28条 2001年5月15日法律第2001-420号第113-Ⅲ条により廃止。

第6款 解散に関する犯罪

(資本の2分の1を超える損失を被った場合の違反行為)

L. 242-29条 (2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止) 計算書類において確認された損失の事実について会社の純資産⁽²²⁾が会社資本の半分を下回ったときに、次に掲げる措置をとらなかった株式会社の会長または取締役に
つき、当該不作為行為は、6か月の拘禁刑および4 500ユーロの罰金に処される。

1号 この損失を明らかにした計算書類の承認のときから4カ月以内に、場合によっては会社の期限前の解散すべきか否かを決定するための非常総会を招集しないこと

2号 総会により採択された決定を、商事裁判所書記課に付託せず、商業及び会社登記簿へ登記せず、および法定公告新聞に公示しないこと。

(1966年7月24日法律第66-537号第459条)

第7款 業務執行役員および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪

(業務執行役員構成員および業務監査役会構成員への準用)

(22) capitaux propres

L. 242-30条 ① 株式会社の会長、執行役員および取締役についての（2001年5月17日法律第2001-525号第159条1°）《L. 242-1条》ないし（2012年3月22日法律第2012-387号第19-Ⅱ条7°）《L. 242-24条》（2003年8月1日法律第2003-721号第9条により削除）《およびL. 246-1条》所定の刑罰は、L. 225-57条ないしL. 225-93条の規定により規律される株式会社の業務執行役員構成員および業務監査役会構成員に対して、それぞれの職権に応じて、適用される。

② 加えて、L. 246-2条の規定は、L. 225-57条ないしL. 225-93条により規律される株式会社に対して適用される。

（1966年7月24日法律第66-537号第464条）

第8款 労働者参加株式会社に関する犯罪

L. 242-31条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

第3節 株式合資会社に関する犯罪

（株式合資会社への準用）

L. 243-1条 ① L. 242-1条ないしL. 242-29条は、株式合資会社に適用される。

② 株式会社の社長、取締役および執行役員について規定されている刑罰は、それぞれの職権に関しては、株式合資会社の業務執行者に対して、適用される。

（1966年7月24日法律第66-537号第460条）

L. 243-2条 2001年5月15日法律第2001-420号第122条-2°により廃止。

第4節 簡易株式発行会社に関する犯罪

（簡易株式発行会社への準用）

L. 244-1条 ① L. 242-1条ないしL. 242-6条、L. 242-8条、L. 242-17条ないし（2012年3月22日法律第2012-387号第19-Ⅱ条8°）《L. 242-24条》は、簡易
110(978) 法と政治 68巻4号（2018年2月）

株式発行会社に適用される。

- ② 株式会社の社長、取締役または執行役員について規定されている刑罰は、簡易株式発行会社の会長および指揮者に対して適用される。
- ③ L. 242-20条（2011年5月17日法律第2011-525号第159条^{2°}）《、L. 820-6条およびL. 820-7条》は、簡易株式発行会社の会計監査役に適用される。
（1966年7月24日法律第66-537号第464-1条）

（商号および資本の不表示ならびに社員との協議不履行）

L. 244-2条 ①（2003年8月1日法律第2003-721号第9条により廃止）会社から発せられかつ第三者に宛てられるすべての証書または文書上の、「簡易株式発行会社」の文言またはその頭文字である「SAS」の文言の直前または直後の社名の表示、および会社資本の表記の記載を怠った簡易株式発行会社の社長につき、当該不作為行為は、3750ユーロの罰金に処される。

②（2001年5月15日法律第2001-420号）《資本の増加、償却または減少、合併、分割、解散または他の形態の会社への組織変更、（2003年8月1日法律第2003-721号第9条により削除）《、会計監査役の指名、年次計算書の承認および利益の分配》の場合に、定款所定の要件に基づき社員と協議しなかった簡易株式発行会社の社長または指揮者につき、当該不作為行為は、6か月の拘禁刑および7500ユーロの罰金に処される。》

（1966年7月24日法律第66-537号第464-2条）

（簡易株式発行会社の不正な資金調達）

L. 244-3条（2009年1月22日オルドナンス第2009-80号第8-Ⅲ条）《金融証⁽²³⁾券の公募手続をなし、または規制市場上での株式取引を認めさせる手続を行う行為は、 $\geq 18\,000$ ユーロの罰金に処される。

（1966年7月24日法律第66-537号第464-3条）

（事実上の業務執行者による違反行為）

(23) titres financiers

L. 244-4 条 L. 244-1 条, L. 244-2 条および L. 244-3 条の規定は, 簡易株式発行会社の社長および指揮者の責任のもとに, または社長および指揮者に代わり, 直接または人を介して, 事実上, 簡易株式発行会社の指揮を行う者すべてに適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第464-4条)

第4節の2 ヨーロッパ会社に関する犯罪

(2005年1月26日法律第2005-842号第11-Ⅱ条)

(ヨーロッパ会社への準用)

L. 244-5 条 ① L. 242-1 条ないし L. 242-30 条は, ヨーロッパ会社に適用される。

② 株式会社の社長, 取締役, 執行役員, 業務執行役員会構成員または業務監査役員会構成員について規定されている刑罰は, ヨーロッパ会社の社長, 取締役, 執行役員, 業務執行役員会または業務監査役員会の構成員に適用される。

③ L. 242-20 条は, ヨーロッパ会社の会計監査役に適用される。

第5節 株式発行会社により発行される有価証券に関する犯罪

第1款 株式に関する犯罪

L. 245-1 条および L. 245-2 条 2001年5月15日法律第2001-420号第122条^{2°}により廃止。

L. 245-3 条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

(業務執行者等の無議決権優先配当株式保有の違反)

L. 245-4 条 株式合資会社の社長, 取締役, 執行役員, 業務執行役員会および業務監査役員会の構成員につき, (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第38-Ⅱ条) ≪L. 228-35-8 条≫所定の要件に基づき, 自らが指揮する会社の無議決権優先株式を, 直接または間接に, 保有する行為は, (2012年3月22日法律第112(980) 法と政治 68巻4号 (2018年2月)

2012-387号第19-Ⅱ条9°) ≪150 000ユーロの罰金≫に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第467-2条)

翻

L. 245-5条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

第2款 発起人持分に関する犯罪⁽²⁴⁾

訳

L. 245-6条 2001年5月15日法律第2001-420号第122条2°により廃止。

第3款 社債に関する犯罪

L. 245-7条およびL. 245-8条 2001年5月15日法律第2001-420号第122条2°により廃止。

(社債の発行に関する罪)

L. 245-9条 株式発行会社の社長、取締役、執行役員または業務執行者につき、同一の発行において、同一の券面額につき同一の債権を付与しない(2004年3月25日オルドナンス第2004-274号第23-Ⅱ条) ≪流通社債を、この会社の計算において、発行する≫行為は、9 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第471条)

L. 245-10条 2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止。

(社債権者集会への不正参加)

L. 245-11条 次に掲げる行為は、2年の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される：

1号 社債権者集会に社債権者が参加することを妨げた者；

(2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第50-Ⅳ条により廃止) ≪2号

(24) parts de fondateur

直接または人を介して、社債の所有者と偽称して、社債権者集会における議決に参加する行為；》

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第50-IV条)《2号》一定の方針のもとに議決権を行使し、または議決に参加しないために、特別利益を自己に供与させ、保証させ、または約束させた者ならびにかかる特別利益を供与し、保証し、約束する行為。

(1966年7月24日法律第66-537号第473条)

(欠格社債権者の社債権者集会への参加)

L. 245-12条 次に掲げる行為は、6 000ユーロの罰金に処される：

1号 社債権者集会において社債権者を代表し、または社債権者団体の⁽²⁵⁾の代表者となることを承諾する社債発行会社または社債発行会社の債務の全部または一部を保証する会社の会長、取締役、執行役員、業務執行役員、会計監査役、業務監査役会構成員または従業員ならびにこれらの尊属、卑俗または配偶者につき、当該行為；

2号ないし5号 2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第50-V条により廃止。

(2004年6月24日オールドナンス第2004-604号第50-V条)《2号》社債発行会社の資本の10%以上を保有する当該会社の社長、取締役、執行役員または業務執行者であって、この会社により保有される社債により社債権者集会に参加する行為。

(1966年7月24日法律第66-537号第474条)

(社債権者集会の決議確認手続の違反)

L. 245-13条 社債権者集会の議長につき、(2004年3月25日オールドナンス第2004-274号第22-II条により削除)《会社住所で管理されている特別帳簿上に記録され、かつ》開催日および場所、招集方法、議事日程、事務局の校正、議決に参加した社債権者の数および到達された定足数、集会に付された文書お

(25) masse des obligataires

よび報告書、議事の要旨、議決に付された決議案および投票の結果を記載する議事録により、すべての社債権者集会の決議の確認の取組をとらない不作為行為は、4 500ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第475条)

L. 245-14条 2003年8月1日法律第2003-706号第134-I条により廃止。

(債権に付着する権利を喪失させる違反行為)

L. 245-15条 (2004年6月24日オルドナンス第2004-604号第50-VI条) ≪L. 245-9条, ≧L. 245-12条, (2003年8月1日法律第2003-706号第134-IX条) ≪およびL. 245-13条≫所定の犯罪が社債権者またはそのうちの一定の者からその債権証券に付着する権利一部をなく奪取するために欺罔的になされたときは、5年の拘禁刑および18 000ユーロの罰金に処される。

(1966年7月24日法律第66-537号第477条)

第4款 共通規定

(事実上の業務執行者による違反行為)

L. 245-16条 株式発行会社の社長、取締役、執行役員および業務執行者を対象とする本節の規定は、法律上の代表者の責任のもとに、または法律上の代表者に代わり、直接または人を介して、事実上、当該会社の指揮、管理または業務執行を行う者すべてに適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第478条)

第5款 業務執行役員および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪

(業務執行役員会構成員および業務監査役会構成員への準用)

L. 245-17条 ① 株式会社の社長、執行役員および取締役に対する L. 245-1条および L. 245-15条所定の刑罰は、L. 225-57条ないし L. 225-93条の規定により規律される株式会社の業務執行役員会および業務監査役会の構成員に対して、

それぞれの職権に応じて、適用される。

② L. 245-16条の規定は、加えて、L. 225-57条ないし L. 225-93条により規律される株式会社に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第479条)

第6節 株式発行会社の各種形態に共通する犯罪

L. 246-1条 2003年8月1日法律第2003-721号第9条により廃止。

(事実上の業務執行者による違反行為)

L. 246-2条 株式会社（2005年7月26日法律第2005-842号第11-Ⅱ条）《またはヨーロッパ会社》の社長、取締役または執行役員および株式合資会社の業務執行者を対象とする L. 242-1条ないし L. 242-29条（2005年7月26日法律第2005-842号第11-Ⅱ条）《、L. 243-1条および L. 244-5条》の規定は、法律上の代表者の責任のもとに、または法律上の代表者に代わり、直接または人を介して、事実上、同社の指揮、管理または業務執行を行った者すべてに適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第463条)

第7節 商事会社の各種形態に共通する犯罪

第1款 子会社、資本参加および被支配会社に関する犯罪

(子会社・資本参加会社に関する報告の不備)

L. 247-1条 I – すべての会社の社長、取締役、執行役または業務執行者につき、以下の不作為行為は、2年および9,000ユーロの罰金に処される：

1号 当該事業年度の取引に関して、フランス共和国領土内にその住所を有する会社に、当該会社の資本または総会での議決権の20分の1以上、10分の1以上、5分の1以上、3分の1以上、2分の1以上または3分の2以上を表章する資本参加をなすこと、または当該会社の資本参加の取得を⁽²⁶⁾、社員に提供される年次報告書において記載しなかったとき；

2号 同報告書において、当該会社全体の、当該会社の子会社の、および当該会社⁽²⁷⁾が活動部門を通じて支配している他会社の活動および収支を報告しないとき；

3号 L. 233-15条に定められ、かつ前記の子会社および資本参加の状況を明らかにするための情報を含む一覧表を当該会社の（2015年7月23日オールドナンス第2015-900号第2条12°）《添付書類に含め》ないとき。

II — 法律により定められた期間内に、連結計算書類を作成せずかつ株主または社員に送付しない不作為行為は、L. 233-16条所定の会社の業務執行役員会構成員、業務監査役会構成員または業務執行者に対して、L. 233-17条所定の適用除外の場合を除いて、9 000ユーロの罰金に処される。加えて、裁判所は、違反者の負担で、一または二以上の新聞紙への判決文の掲載を命じることができる。

III — 本条 I 1号所定の記載事項をその報告書に記載しない不作為行為につき会計監査役は、I 所定の刑罰が科される。

（1966年7月24日法律第66-537号第481条）

（業務執行者等の情報提供義務の不履行）

L. 247-2 条 I — 保有資本参加の事実について、L. 233-7 条を適用して義務付けられている情報提供義務を履行しない法人の社長、取締役、業務執行役員会構成員、業務執行者または執行役員ならびに自然人につき、当該不作為行為は、18 000ユーロの罰金に処する。

II — 会社の社長、取締役、業務執行役員会構成員、業務執行者または執行役員につき、当該会社を支配する株式発行会社において当該会社が保有している資本参加の事実について、L. 233-12条の適用上この会社が義務付けられている通知を行わない不作為行為には、同一の刑罰が科される。

III — 会社の社長、取締役、業務執行役員会構成員、業務執行者または執行役員につき、L. 233-13条所定の要件に基づき、当該事業年度の取引に関して株主に提供された報告書において、この会社の重要な資本参加を保有する者の同一

(26) prise de participation

(27) branche d'activité

性、事業年度中に生じた変更、被支配会社の社名およびこれらの会社が保有する当該会社の資本部分を脱漏する行為には、同一の刑罰が科される。

Ⅳ－ 会計監査役につき、その報告書においてⅢ所定の記載事項を脱漏する行為には、同一の刑罰が科される。

(2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第8-Ⅳ条) ≪Ⅴ－ その株式がL. 233-7条Ⅱ所定の金融商品市場上での取引を認められている会社については、金融市場庁の意見が求められた後に、訴追が開始される。≫

(1966年7月24日法律第66-537号第481-1条)

(相互的資本参加に関する違反)

L. 247-3条 ① 会社の社長、取締役、業務執行役員構成員、執行役員または業務執行者につき、L. 233-29条ないしL. 233-31条の規定に違反する行為は、18 000ユーロの罰金に処される。

② (2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第8-Ⅴ条) ≪その株式が規制市場上での取引を認められている≫会社について、L. 233-31条の規定の違反に対する訴追は、(2003年8月1日法律第2003-706号第46-Ⅴ条) ≪金融市場庁≫の意見が求められた後に、開始される。

第2款 公示に関する犯罪

L. 247-4条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

第3款 清算に関する犯罪

(清算人の違法な就任)

L. 247-5条 ① 清算人の職務の執行禁止に違反する行為は、2年の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される。

② その名義の如何にかかわらず、前項の適用により有罪判決を受けた者はすべて、その者が禁止された職務を執行したその会社により、雇用されることができない。この禁止に対する違反があったときは、有罪判決を受けた者、およ

びその者の使用者が事情を知っていた場合にはその使用者は、前項所定の刑罰が科される。

(清算人選任の公示、解散の公示、清算終了時の社員の招集に関する違反)

L. 247-6 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止) 会社の清算人につき、次に掲げる行為は、6か月の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される：

1号 その指名の時から1か月以内に、会社住所の県内の法定公告新聞において、清算人を指名する行為を公示せず、かつ商業及び会社登記簿にその解散を宣告する決議を付託しない不作為行為；

2号 清算の終了に際し、確定計算書類⁽²⁸⁾、その業務執行の完遂およびその任務⁽²⁹⁾に対する責任解除につき判定を行うために、および清算終了を確認するために、社員を招集しなかったとき、またはL. 237-10条所定の場合において、その計算書類を裁判所書記課に付託せず、またはその計算書類の承認を裁判上請求しない不作為行為。

(1966年7月24日法律第66-537号第486条)

(分配金の預入れに関する罪)

L. 247-7 条 (2012年3月22日法律第2012-387号第19-Ⅱ条10°) 会社の裁判上の清算の場合において、次の各号に該当する清算人に対し、150 000ユーロの罰金が処される：

1号 清算中の会社の名で金融機関において開設された口座に、分配の決議から起算して15日の期間内に、社員と債権者間で分配された金額を入金しない場合；

2号 清算終了の時から起算して1年の期間内に、支払請求をしなかった債権者または社員に対して割り当てられている金額を預金供託金庫に入金しない場

(28) compte définitif

(29) quitus de sa gestion

(30) décharge de son mandat

(31) établissement de crédit

合。

(1966年7月24日法律第66-537号第487条)

(会社財産の濫用・資産の不正譲渡)

L. 247-8 条 清算人につき、以下の行為を悪意で行うことは、5年の拘禁刑および9 000ユーロの罰金に処される：

1号 個人的目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係のある他の会社または企業を利するために、当該会社の利益に反することを知りながら、清算中の会社の財産または信用を利用する行為；

2号 L. 237-6 条および L. 237-7 条の規定に反して、清算中の会社の積極財産の全部または一部を譲渡する行為。

(1966年7月24日法律第66-537号第488条)

第4款 業務執行役員会および業務監査役会を有する株式会社に関する犯罪

(業務執行役員会および業務監査役会の構成員への準用)

L. 247-9 条 株式会社の社長、執行役員および取締役に対する L. 247-1 条ないし L. 247-4 条所定の刑罰は、L. 225-57 条ないし L. 225-93 条の規定により規律される株式会社の業務執行役員会および業務監査役会の構成員に対して、それぞれの職権に応じて、適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号第489条)

第5款 可変資本公司に関する犯罪

L. 247-10 条 2012年3月22日法律第2012-387号第21条により廃止。

第8節 株式会社またはヨーロッパ会社の担当執行役員に関する規定

(2005年7月26日法律第2005-842号第11- II 条)

(担当執行役員への準用)

120(988) 法と政治 68巻4号 (2018年2月)

L. 248-1 条 (2001年5月15日法律第2001-420号) 株式会社 (2005年7月26日法律第2005-842号第11-II条) ≪またはヨーロッパ会社≫の執行役員を対象とする本章の規定は、担当執行役員に対して、それぞれの職権に応じて、適用される。

第9節 自然人に対して適用される補充刑

(補充刑の種類およびその累積的適用)

L. 249-1 条 (2008年8月4日法律第2008-76号第71-I条) 本章第1節ないし第8節所定の犯罪を犯した自然人はまた、補充刑の名目で、刑法典第131-27条所定の方式に従い、あるいは、犯罪が犯された年度中または当該年度に際して、公職を行うこと、または職業的もしくは社会的活動を行うことを禁止され、あるいは、何らかの資格にもとづいて、商業または工業に関する職業を行い、自己の計算または他人の計算で、直接または間接に、商事企業または工業的企業または商事会社を、指揮し、管理し、業務執行しまたは監査することが禁止される。かかる執行禁止は、累積的に宣告されることができる。